

島交規乙第121号
平成25年3月6日

保存期間	10年
------	-----

各警察署長 殿

島根県警察本部長

道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行
及び道路占用主体の選定に係る公募の実施に伴う交通警察の対応について
(通達)

道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第294号。別添1）は、平成24年12月12日に公布され、平成25年4月1日から施行されることとなった。

今次の改正は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第32条第1項第7号に基づく道路の占用の許可に係る工作物、物件又は施設として、太陽光発電設備等を追加するなどするものである。

また、今次の改正に併せ、国土交通省道路局路政課長から各地方整備局道路部長等に対し、占用希望者の競合が見込まれる場合における占用者の選定に当たっては、公募による選定を基本とすることを定めた「占用希望者の競合が見込まれる場合における占用主体の選定方法について」（平成25年3月1日付け国道利第12号。以下「占用通達」という。別添2）が発出された。

改正後の道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）及び占用通達の内容のうち交通警察に関する部分及びそれに伴う交通警察の対応は下記のとおりであるので、その対応に誤りのないようにされたい。

なお、本通達については、警察庁において国土交通省と協議済みである。

記

1 令について

(1) 概要

ア 太陽光発電設備等の道路占用許可対象物件への追加

法第32条第1項第7号の政令で定める工作物、物件又は施設に次に掲げるものが追加された。

(ア) 太陽光発電設備及び風力発電設備（令第7条第2号）

(イ) 津波からの一時的な退避場所としての機能を有する堅固な施設（令第7条第3号）

イ 太陽光発電設備等の占用の場所に関する基準

太陽光発電設備、風力発電設備及び津波からの一時的な退避場所としての機

能を有する堅固な施設（以下「太陽光発電設備等」という。）の占用の場所に関する基準について、太陽光発電設備等を地上に設ける場合については、次のいずれにも適合する場所であることとされた（令第11条の6第1項）。

(ア) 太陽光発電設備等の道路の区域内の地面に接する部分は、車道以外の道路の部分にあること。

(イ) 自転車道、自転車歩行者道又は歩道上に設ける場合においては、道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該太陽光発電設備等を設けたときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の一方の側の幅員が、国道にあっては道路構造令（昭和45年政令第320号）第10条第3項本文、第10条の2第2項又は第11条第3項に規定する幅員、都道府県道又は市町村道にあってはこれらの規定に規定する幅員を参酌して法第30条第3項の条例で定める幅員であること。

また、令第10条第1号（口及びハに係る部分に限る。）及び第2号から第5号までの規定上の留意事項は太陽光発電設備等について準用することとされた（令第11条の6第2項）。

(2) 対応方針

道路管理者以外の者が、太陽光発電設備等を道路に設置しようとする行為は、道路交通法第77条第1項第2号に該当し、当該場所を管轄する警察署長の許可が必要であることから、許可の可否に当たっては、同条第2項各号に照らし、交通の妨害とならないか、公益性を有する施設であるか等について適切に判断すること。

なお、道路管理者は、本改正により道路の占用物件に追加された太陽光発電設備等に係る道路の占用の許可について、「道路法施行令の一部改正について」（平成25年3月1日付け国道利第10号。別添3）の別紙1「発電設備の占用許可基準について」及び別紙2「津波避難施設の占用許可基準について」によることとされているので、この内容を十分把握した上で、道路管理者との協議を行うこと。

2 占用通達について

(1) 概要

ア 趣旨

道路の占用の許可物件のうち、道路通行者の利便の増進等を図るために設置される収益性を有する物件等は、占用希望者が競合することも想定され、手続の公平性、透明性が求められることから、その手続について定めることとされ、公募による選定を基本とすることとされた。

イ 公募手続の対象物件等

公募手続の対象となる占用物件は、次に掲げるものとされた。

① 令第7条第2号に掲げる太陽光発電設備又は風力発電設備

② 同条第8号に掲げる食事施設、購買施設その他これらに類する施設でこ

これらの道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

③ 同条第9号に掲げる高架の道路の路面下等に設ける店舗、倉庫、自動車駐車場、自転車駐車場その他これらに類する施設

④ 同条第13号に掲げる休憩所、給油所、自動車修理所

⑤ その他、道路管理者が申請者を公募することが適当であると認めて定める物件等

とされている。

なお、道路管理者が⑤の対象物件等を定めようとする場合には、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に通知することとされた。

ウ 選定委員会

公募を実施する場合においては、道路管理者は、関係地方公共団体、関係する他の道路管理者、学識経験者等で構成する委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、選定委員会により、占用の場所等に係る募集条件を含む提案募集要領の案を検討することとされた。

(2) 対応方針

ア 公募手続の対象物件等に係る道路使用許可について

道路占用許可の公募手続の対象となる物件等を設置しようとする者から道路使用の許可申請について事前相談がなされた場合には、道路管理者による公募手続が実施される可能性があることを教示するとともに道路管理者に連絡するなど適切に対応すること。

なお、道路管理者から、道路管理者が申請者を公募することが適当であると認める物件等を定める旨の通知を受理した警察署長は、関係警察署との十分な連携について配慮するとともに、交通部交通規制課に速やかに報告すること。

イ 選定委員会への対応について

道路使用許可が必要と見込まれる物件等について公募手続を実施する場合には、選定委員会の委員として当該地区を管轄する警察署長に参画を依頼されることが想定される。

道路使用許可の申請前に公募に係る検討に参加することは道路使用許可手続の効率化に資するものであることから、選定委員会の委員として参画を求められた場合は積極的に対応し、交通の安全と円滑の確保の観点から必要な意見を申し入れること。

別添1～3 [略]